

I 事業者の責務と指導について

集団指導は、制度改正の内容や運営指導での指摘事例等について、事業者に周知徹底することにより、事業者が利用者に対し適切なサービスを提供するための支援として実施することを目的としています。

運営指導等における市の指導に従うことだけで、法令等に基づいた適切な事業所運営ができると考える事業者も見受けられますが、事業者自らが法令等を理解し、多岐にわたる運営の内容について、法令等に沿った適切なものとする必要があります。

事業者自らが法令等の理解・遵守に努めるという前提のもと、集団指導の資料は、可能な限りポイントを絞り、簡潔にまとめているため、事業所における運営状況の振り返りにご活用ください。

なお、本章においては、事業者としての責務や市における指導の趣旨・内容についてまとめています。

1 介護サービス事業者の責務について

介護サービスを運営する事業者は、自らが介護保険法令において定められる基準に従って、適切にサービスを運営することが必要となります。

(参考) 介護保険法第 73 条

指定居宅サービス事業者は、次条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

※ 施設サービスや地域密着型サービスも同様に規定されています。

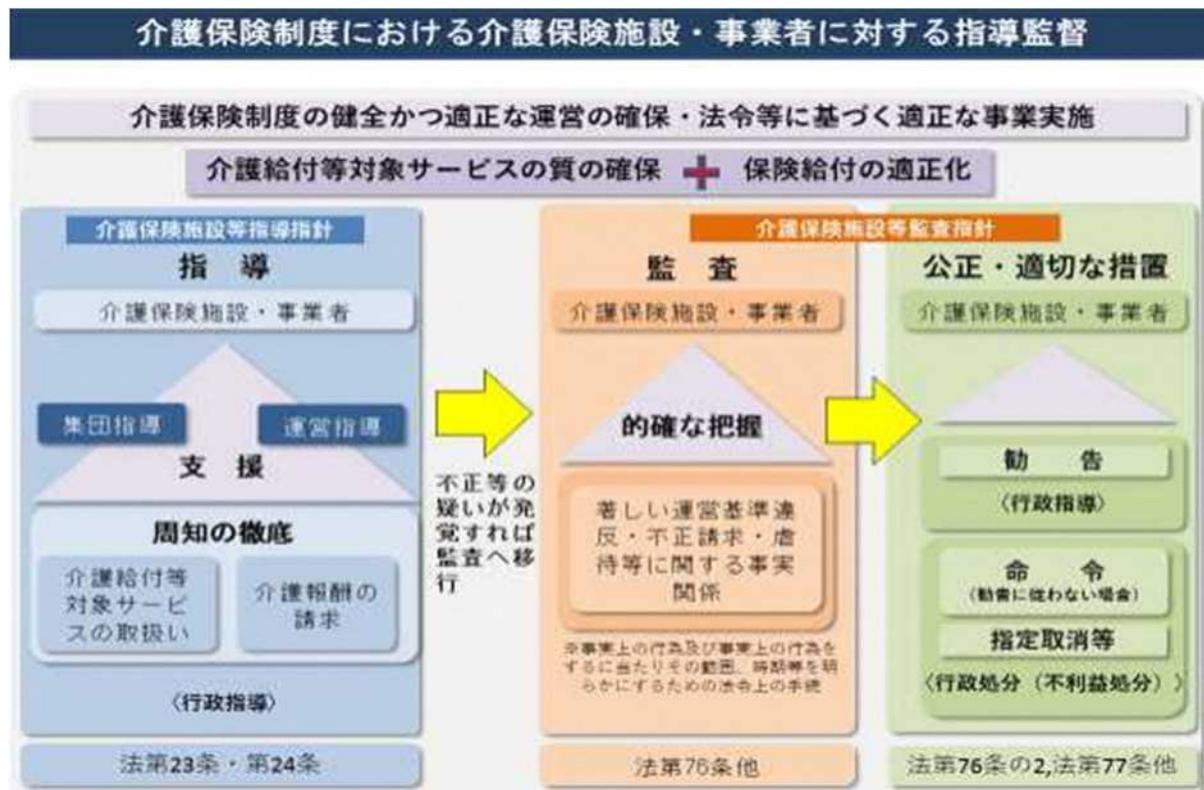
(参考) 介護保険法第 115 条の 32

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者(中略)は、(中略)厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指導の趣旨

本市が行う指導は、法令等を遵守する責任を持つ事業者に対し、事業所運営の拠り所となる法令等の理解促進に向けた支援や、制度等の周知徹底を図るために実施しています。

※ 違反や不正等が疑われる内容に関し、挙証資料等をもとに事実確認をする「監査」や、不正等を行った事業所に行政上の措置として課す「不利益処分」(指定取消し等)とは区別されるものです。



【注意点】

適切な介護保険制度の運用のためには、事業者が基準等を理解し、その範囲内で考え、実施するという認識を持ち、まずは、事業者において、基準条例やその解釈通知、報酬に関する告示やその留意事項通知等を調べる必要があります。

3 市における主な指導

(1) 集団指導

市内の全事業所を対象に介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指摘事例等について講習等の方式で行うもの

ア 実施頻度

年 1 回以上

※ 現在は年に 1 回、制度改正等に係る概要が示される 3 月に実施

イ 主に周知する内容

- ・ 運営指導において指摘の多かった内容
- ・ 制度改正に関する内容
- ・ 行政処分等がある場合は、その原因等の概要
- ・ その他必要な情報等

ウ 特に参加が望まれる職員

事業所の管理者

※ 従業者に運営基準を遵守させる立場にあるため、必ず集団指導にご参加ください。

(2) 運営指導

事業所を訪問し、個別具体的な状況について書類やヒアリング等で確認し、基準の趣旨等の理解を促すとともに、基準等に沿わない内容について改善に向けた指導をするもの

ア 運営指導の頻度

- ・ 少なくとも、指定有効期間内（6 年以内）に 1 回
- ・ 施設系のサービス等は 3 年に 1 回
- ・ 新規事業所は優先的に実施

※ ただし、新型コロナウイルスの感染状況等により、上記のとおりの実施が難しい場合はこの限りではありません。

イ 運営指導実施の流れ

大きく分けて、下記の流れで実施します。



【運営指導に関する留意点】

「②事前提出資料の作成・提出」

事業所の運営を振り返る一つの機会と捉え、基準や報酬の要件等を改めて確認し、より望ましい運営に向けた自主改善を行ってください。

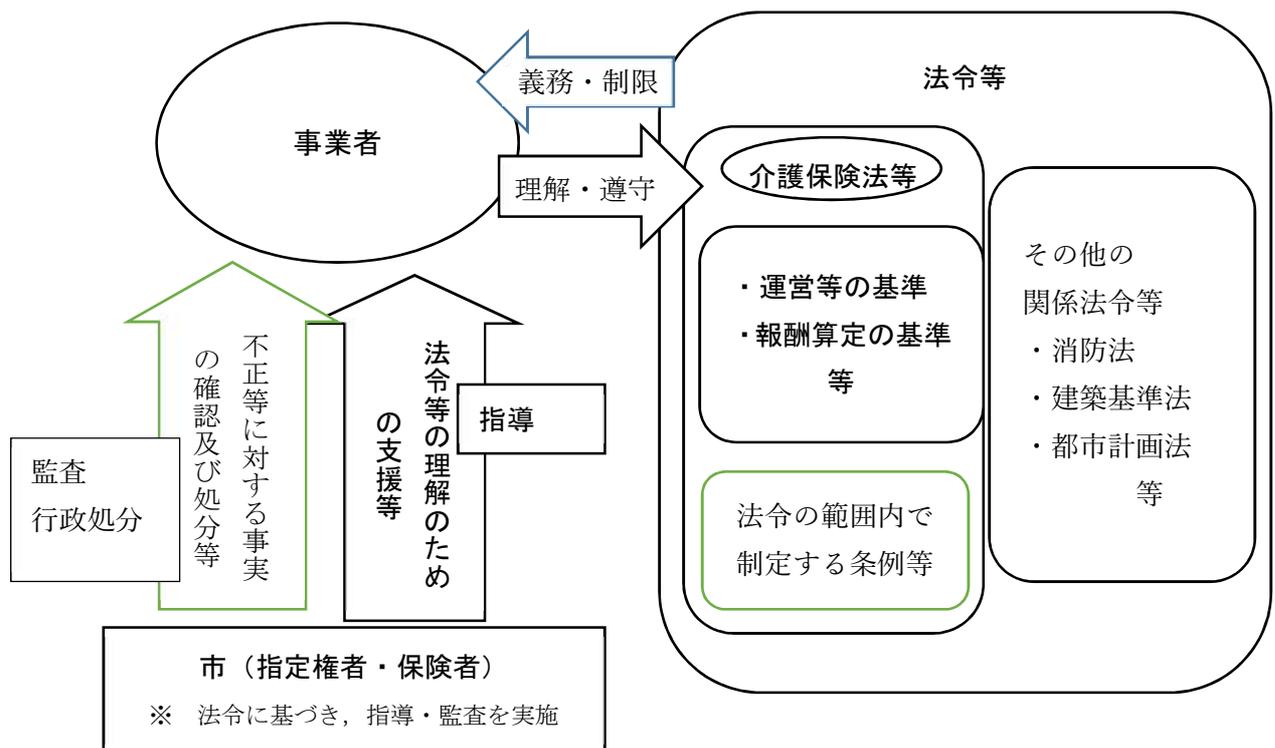
「③運営指導（当日）」

- ・ 資料やヒアリング等から、基準を満たす運営を行っているか、基準等に対する理解度等を確認します。
- ・ 限られた時間の中で効率的に実施するため、担当者に質問等することがありますが、「質問＝指摘」ではないため、質問内容に関する事業所における運用をお答えください。

「④改善報告」

- ・ 事業所において基準等を理解し、今後の運営を適切に行うことを目的としています。改善報告書をまとめることが目的ではないことにご注意ください。

【事業者・市・法令のイメージ】



※ 市は事業者と同様に介護保険法等の基準を理解・解釈し、法令の範囲内で条例等を制定しています。市からの指導は、法令に基づくものではありませんが、法令を理解し、遵守する義務は事業者にあります。

4 主な関連法令等について

介護サービス事業所等の運営に当たっては、介護保険法をはじめ、人員、設備及び運営に関する基準条例等、関係法令を遵守しなければなりません。

介護保険事業に関わる法令は多岐に渡るため、基準省令等をまとめた参考書籍から確認することをお勧めします。

【参考書籍】

- ◆ 介護報酬の解釈¹単位数表編（令和 6 年 4 月版）社会保険研究所（青本）
⇒ 基本報酬や各種加算・減算について要件が掲載されています。
（単位数等に係る告示や「留意事項通知」がまとまったもの）
- ◆ 介護報酬の解釈²指定基準編（令和 6 年 4 月版）社会保険研究所（赤本）
⇒ 人員・設備・運営に係る基準が掲載されています。
（「条例」にあたる内容や「解釈通知」がまとまったもの）
- ◆ 介護報酬の解釈³Q A ・法令編（令和 6 年 4 月版）社会保険研究所（緑本）
⇒ 上記以外の通知等が掲載されています。
（介護保険最新情報，Q & A など）

5 主な法令等と規定内容等

(1) 基本法

介護保険制度の必要な事項を定めたもの
介護保険法（平成 9 年 12 月法律第 123 号）

(2) 人員基準等を具体的に定めるもの

ア 省令（基準省令）

介護保険事業者が遵守すべき具体的な運営基準等を定めるもの
「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 9 号） など

イ 条例（基準条例）

基準省令の範囲内で本市が定めた，基準内容を定めた条例
「宇都宮市指定居宅サービス等の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 25 年 3 月条例第 5 号） など

ウ 通知（解釈通知）

基準省令に定めた基準に係る解釈を示した通知
「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号） など

(3) 介護報酬に係る内容を規定するもの

ア 告示（単位数表等）

基本報酬や各所加算の単位等を定めたもの

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月厚生省告示第 19 号） など

イ 告示（加算要件等）

加算の対象となる利用者基準や、必要な施設基準等を定めたもの

「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」（平成 12 年厚生省告示第 27 号） など

ウ 通知（留意事項通知）

算定する上での留意事項を記載した通知

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月老企第 40 号） など